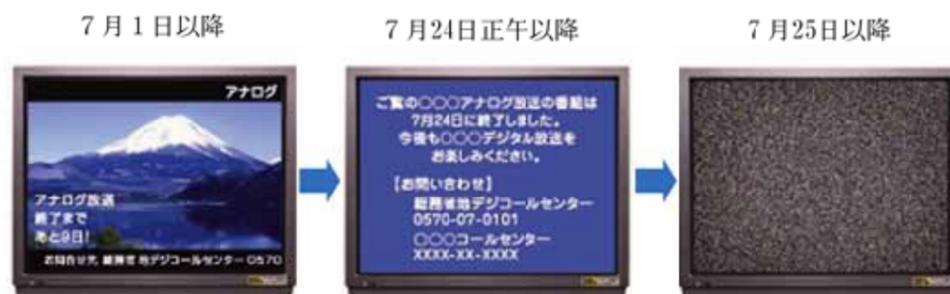


情報

アナログテレビ放送は7月24日に終了します

アナログ放送は、7月25日午前0時までには全ての放送が終了します。それ以降は、地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。

【アナログテレビ放送終了までの画面イメージ】



7月1日以降
 このようにテレビの画面の上下に黒い帯、画面右上に「アナログ」の文字が表示されている場合、地デジに対応していません。そのままにしておくと、7月24日以降はテレビが視聴できなくなります。

7月24日正午以降
 地デジ未対応の場合、7月24日の正午からこのように画面全体が青く表示されます。

7月25日以降
 7月25日の午前0時までアナログ放送は終了し、以降はテレビが映りません。

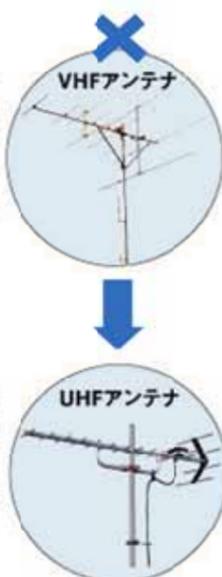
地デジ未対応の場合は確認を

まずはアンテナなどの受信環境を確認してください

UHFアンテナが付いているかどうかを確認してください。分らない場合は、お近くの電気店などに問い合わせください。

共聴施設に加入している場合は、アンテナなどが地デジ対応になっているか確認する必要があります。

施設組合や管理会社などに問い合わせください。



- 1 デジタルテレビに買い替える
- 2 地デジ未対応のテレビにチューナーを買い足す

受信環境が整ったら、次のどちらかの準備をしてください

デジタルテレビに買い替える
 価格：約2万円～
 大きさ：10型～
 リモコンが簡単で使いやすいタイプのもあります

地デジ未対応のテレビにチューナーを買い足す
 デジタルチューナー
 価格：約5千円～

またはデジタルチューナー内蔵録画機器
 価格：約3万円～

地デジに関する相談

「地デジに関する全般的な相談」▼デジサポ静岡 ☎054(333)5700
 「共聴施設に関する問い合わせ」▼各共聴施設の管理者に問い合わせください

不要になったテレビは適正なりサイクルを
 テレビの買い替えなどの際には、リサイクル料金と運搬料が必要で、適正なりサイクルと、不法投棄防止にご協力ください。

▼買い替えて古いテレビを処分するとき
 新しいテレビを購入するお店に引き取りを申し込む
 ▼古いテレビの処分だけの場合
 申し込みするテレビを購入したお店に引き取りを申し込む
 ▼購入したお店が分からないとき
 環境課まで問い合わせください。

問い合わせ 企画課 大石 ☎(23)0040

情報

シーサイドプール地頭方が7月23日からオープン

問い合わせ 観光空課 河原 ☎(53)2623

いよいよプールの季節がやってきました。

シーサイドプール地頭方は市内唯一の市営屋外レクリエーションプールです。夏のレジャーや家族のコミュニケーションの場として利用してください。大人から小さな子どもまでみんなで夏を楽しみましょう。



- 施設概要
- ▼流れるプール 幅5メートル、長さ85メートル
 - ▼ウォータースライダー 高さ5メートル、長さ30メートル
 - ▼幼児用プール 直径4メートル

営業期間
 7月23日(土)～8月21日(日)

営業時間
 午前10時～午後4時
 *正午～午後1時は休憩時間です。

- 利用料金
- ▼高校生以上 300円
 - ▼中学生以下 200円
 - ▼小学生未満 無料
- *オープン当日の7月23日と県民の日である8月21日は無料です。

住所 新庄3035番地 ☎(58)1782 (営業期間中)

150号線 GS

地頭方小学校 ● 地頭方海浜公園 ●
 シーサイドプール地頭方 ● 地頭方漁港 ●

↑ 至静波

情報

平成22年度 情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

問い合わせ 管理課 横山 ☎(23)0050

市民の市政についての「知る権利」を尊重し、市保有の情報を公開する制度です。

市政の公正な執行と市民の市政への信頼を確保し、市民参加による開かれた市政を推進することを目的としています。

個人情報保護制度

市民の個人情報を適正に管理し、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する制度です。

*市民に信頼される市政を実現することを目的としています。

個人情報の取り扱いについて

個人情報を取り扱っている市の事務は「個人情報取扱事務登録簿」へ登録され、厳重に管理されています。

この登録簿は情報公開コーナーで誰でも見ることができます。

▼設置場所
 榛原庁舎2階市民ラウンジ、相良庁舎1階ロビー

■個人情報保護条例に基づく実施状況 保有個人情報開示実施状況 (平成22年度)

開示請求延人数	2人
実人数	1人
開示請求件数	2件
開示・非開示決定件数	全部開示 1件
	部分開示 1件

*個人情報の訂正や利用の停止を求める請求はありません。

■情報公開条例に基づく実施状況 (平成22年度)

開示請求延人数	7人
実人数	4人
開示請求件数	7件
開示・非開示決定件数	全部開示 3件
	部分開示 2件
	非開示 2件

*非開示にされている部分は主に個人を特定し権利利益を侵害する恐れのある情報です。該当する公文書が存在しないときも非開示となります。